

長崎県建設工事総合評価落札方式実施要領

令和3年2月26日 2建企第596号

最終改正 令和5年3月8日 4建企第520号

第1条 目的

この要領は、「長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成15年長崎県告示第780号）」（以下「入札要綱」という。）に基づく入札のうち、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、総合評価落札方式により一般競争入札を実施する場合に必要な事項を定める。

第2条 定義

総合評価落札方式とは、価格の他に価格以外の要素を総合的に評価し、最も優れた者を落札者とする方式をいう。

第3条 総合評価落札方式の型式

総合評価落札方式は、当該工事の規模や技術的難易度、工事の特性に応じて、次に掲げる型式に区分するものとする。

（1）高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案及び適切な施工体制の確認を求めるもの

（2）技術提案型

技術的な工夫の余地がある工事において、施工上の工夫等の技術提案を求めるもの

（3）施工計画型

①施工計画1型

技術的工夫の余地が小さく、民間工事の実績が多い建築一式工事において、設計図書等に基づいた適切な施工実施能力を評価するための施工計画の提出を求めるもの

（4）施工能力型

①施工能力1型

技術的工夫の余地が小さい工事において、企業や技術者の実績により評価を行うもの

②施工能力2型

技術的工夫の余地が小さく、地域企業の育成を目的とした工事において、企業の実績により評価を行うもの

③施工能力3型

技術的工夫の余地が小さく、将来の建設業を担う若手及び女性技術者の育成を目的とした難易度が低い工事において、企業の実績や技術者の年齢等により評価を行うもの

第4条 入札方式について

総合評価落札方式による入札は、「入札要綱」第2条第15号に規定する事前審査型入札の規定を準用するものとし、本要領に定める事項を優先して適用する。

2 総合評価落札方式の入札を電子入札システムで実施する場合は、「長崎県建設工事等電子入札実施要綱（平成18年1月15日17監第426号）」第2条に規定する建設工事（以下「電子入札対象工事」という。）に適用する。

第5条 総合評価落札方式の評価方式

総合評価落札方式の評価方式は、以下のとおり区分する。

(1) 事前評価タイプ

入札に参加しようとする者から、事前に価格以外の要素（以下「技術力等」という。）の評価に係る資料の提出を求め、開札前に競争参加資格の審査及び「技術力等」の評価を行う方式であり、高度技術提案型に適用する。

(2) 事後評価タイプ

入札参加者から、入札書と同時に「技術力等」の評価に係る資料の提出を求め、開札後に競争参加資格の審査及び「技術力等」の評価を行う方式であり、施工能力型に適用する。

(3) 事前事後混在タイプ

入札に参加しようとする者から、事前に価格以外の要素（以下「技術力等」という。）の評価に係る資料のうち、技術提案（施工計画）の提出を求め、開札前に評価を行い、入札書と同時に、技術提案（施工計画）以外の「技術力等」の評価に係る資料の提出を求め、開札後に競争参加資格の審査及び技術提案（施工計画）以外の「技術力等」の評価を行う方式であり、技術提案型、施工計画型に適用する。

第6条 学識経験を有する者の意見の聴取

契約担任者は、「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）」第167条の10の2第4項及び第5項に関する事項、その他必要な事項に関し、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。

2 学識経験を有する者の意見聴取は、「地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）」第12条の4の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

3 学識経験を有する者の意見聴取を行うため、「長崎県総合評価審査委員会設置要領（平成19年1月19日18監第469号）」に基づき長崎県総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

第7条 対象工事の適用

契約担任者は、「入札要綱」第2条第5号に規定する競争参加資格委員会（以下「競争参加資格委員会」という。）で、第3条に規定する総合評価落札方式の適用及び落札者の決定基準について審査を受けるものとする。

第8条 評価項目及び評価基準

契約担任者は、対象工事に係る性能、機能、技術等に関し、当該工事の目的や内容に応じて、入札実施の際に評価の対象とする評価項目及び評価基準（以下「評価項目等」という。）を設定するものとする。

2 「評価項目等」は、工事における必要度、重要度に基づき、適切に設定するものとし、公平性の確保に配慮するものとする。

3 工事における必要度、重要度に照らし、必要な範囲を超え評価する意味のない企業の技術力等は評価しないものとする。

4 「評価項目等」については、その評価する内容を可能な限り詳細かつ具体的に示すものとし、必要に応じ、入札前に技術資料のヒアリングを実施することができる。なお、その場合には、その旨を入札公告において明らかにするものとする。

5 得点配分は、必要度、重要度に応じて加算点を適切に設定する。

第9条 高度技術提案型の総合評価の方法

高度技術提案型の評価値は、以下の算定式により算定するものとし、「長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（平成25年長崎県告示第709号）」（以下「低入要綱」という。）第3条の規定する低入札調査基準価格（以下「低入札調査基準価格」という。）を下回った者に対しては、「低入要綱」第6条の規定に基づく調査（以下「低入札調査」という。）を実施するものとする。

$$\text{評価値} = \left(\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点} \right) / \text{入札価格} \\ \times 100,000,000$$

なお、入札価格の単位は円とする。また評価値は端数処理を行わないものとし、評価値の表示は、原則として小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。

2 標準点は、「長崎県建設工事総合評価落札方式事務処理要領（令和3年2月26日2建企第597号）」第9条に規定する技術資料（以下「技術資料等」という。）を適切に提出した入札参加者に与えられる点数で100点とする。

3 加算点及び施工体制評価点の満点は、下表のとおりとする。

	加算点	施工体制評価点（30点）	
		品質確保の実効性	施工体制確保の確実性
満点	30点	15点	15点

4 施工体制評価点は、入札説明書等において求める要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える点数で、下記の評価項目毎に2段階で評価するものとする。

(1) 品質確保の実効性（15点／0点）

工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合に評価を行う。

(2) 施工体制確保の確実性（15点／0点）

工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合に評価を行う。

5 施工体制評価後は、技術提案に対する加算点の補正を以下のとおり行うものとする。

$$\text{技術提案に対する加算点} = \text{技術提案に対する加算点} \times \left(\text{施工体制評価点} / 30 \right) \\ \left(\text{施工体制評価後} \right) \quad \left(\text{施工体制評価前} \right)$$

第10条 技術提案型、施工計画型、施工能力型の総合評価の方法

技術提案型、施工計画型、施工能力型の評価値は、以下の算定式により算定するものとし、「履行確実性評価方式試行要領（平成30年3月16日29建企第718号）」（以下「履行要領」という。）を適用する。

(1) 入札価格が「履行要領」第3条に規定する履行確実性評価価格（以下「履行確実性評価価格」という。）以上の場合

$$\text{評価値} = \left(\text{標準点} + \text{加算点} \right) / \text{入札価格} \times 100,000,000$$

(2) 入札価格が「履行確実性評価価格」未滿「履行要領」第4条に規定する履行確実性確保価格（以下「履行確実性確保価格」という。）以上の場合

$$\text{評価値} = \left(\text{標準点} + \text{加算点} \right) / \text{履行確実性評価価格} \times 100,000,000$$

(3) 入札価格が「履行確実性確保価格」未滿の場合

$$\text{評価値} = \left(\text{標準点} + \text{加算点} \right) / \left(\text{履行確実性評価価格} + \left(\text{履行確実性確保価格} - \text{入札} \right) \right)$$

価格))」×100,000,000

なお、入札価格の単位は円とする。また評価値は端数処理を行わないものとし、評価値の表示は、原則として小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。

- 標準点は、「技術資料等」を適切に提出した入札参加者に与えられる点数で100点とする。
- 加算点の満点は、総合評価落札方式の型式毎に以下のとおりとする。

	技術提案型	施工計画型	施工能力型		
		1型	1型	2型	3型
満点	20点	10点	10点	3.5点	5点

第11条 落札仮決定者の決定方法

第9条又は第10条に規定する算定式によって決定した評価値の最も高い者を落札仮決定者とする。

- 落札仮決定者は次に掲げる（1）～（2）の要件に該当する者であること。

（1）入札価格が予定価格の範囲内であること。

（2）評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

$$\text{基準評価値} = (\text{標準点} / \text{予定価格}) \times 100,000,000$$

なお、予定価格の単位は円とする。

- 落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、以下のとおりとする。

（1）加算点並びに入札価格が同額の場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

（2）対象となる者の全てが、「履行確実性評価価格」以上で入札した場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

（3）上記以外の場合

最低の価格をもって入札した者を落札仮決定者に決定する。

- 落札仮決定者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札仮決定者とすることがある。

- 高度技術提案型においては、入札価格が「低入札調査」の対象となる場合で、発注者が行う「低入札調査」（「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査要領（平成25年6月28日25建企第207号）」（以下「特別重点要領」という。）に基づく調査（以下「特別重点調査」という。）を含む。）により契約の内容に適合した履行がされると判断される者を落札仮決定者とすることがある。

第12条 入札公告

契約担任者は、入札公告において「入札要綱」に定めるもののほか、次に掲げる事項を公告するものとする。

（1）「入札要綱」第2条第15項に基づく事前審査型入札による旨

（2）「電子入札対象工事」の場合、入札参加の申請（技術提案（施工計画）に関する資料提出を含む）及び入札書の提出等について、電子入札システムを使用する工事であること。

（3）総合評価落札方式による旨

（4）価格以外の評価点の評価項目、配点及び評価基準に関すること。

（5）総合評価の方法及び落札者の決定方法

(6) 入札が無効となる要件

(7) 技術提案又は施工計画の採否及び入札結果に対して、理由の説明要求及び苦情申立てができるものとする。

(8) 落札決定に反映された技術提案が履行できなかった場合及び工事の施工時において要求する評価項目（以下「工事施工時履行項目」という。）があり、その履行を誓約した場合で、履行が確認されない場合は、工事成績評定の減点対象とすることができること。

(9) 提案された技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではないこと。

(10) その他総合評価に関する事項

2 高度技術提案型の場合は、前項の規定に以下の事項を追加すること。

(1) 採用された技術提案が履行できなかった場合において、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとする。

(2) 開札後に施工体制の確認を行うための追加資料を求め、聴取り調査を行うこと。

(3) 「低入札調査」は、「低入札調査基準価格」を下回った入札者（以下「低入札調査対象者」という。）すべてを対象とする。ただし、「特別重点要領」の特別重点調査対象者となった者については、「特別重点調査」を実施すること。

第13条 競争参加資格申請書及び技術資料の提出

入札に参加しようとする者は、「入札要綱」第7条に規定する競争参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）及び「技術資料等」を入札公告に記載された期限までに提出しなければならない。

2 提出した技術提案で、不採用（実施不可）となった提案は、標準案に基づいて施工するものとする。

3 「技術資料等」の提出期限後は、既に提出された技術資料の訂正、差し替え及び再提出は認めないものとする。

4 「申請書等」を提出した者が、「技術資料等」を提出しなかった場合、その者の申請は取り下げたものとみなす。

5 「電子入札対象工事」の場合、「技術資料等」の提出者が、電子入札に使用するICカードの名義人と異なる場合は、その者による「技術資料等」の提出はなかったものとみなす。

第14条 配置予定技術者の取扱い

他の建設工事の入札（国、県、市町村、公社、公団等が実施する入札）に配置予定技術者として申請した者を総合評価落札方式の入札において配置予定技術者として申請することができる。

2 同一の総合評価落札方式の入札において2名まで配置予定技術者として申請することができる。なお、共同企業体の場合は、各構成員2名までとする。

3 前項の場合における配置予定技術者の評価は、申請された技術者のうち評価点の総計が低い方の技術者で行うものとする。

4 「技術資料等」の提出期限後は、申請した技術者の変更は認めないものとする。

5 他の建設工事の入札にも重複して申請していた配置予定技術者が、他工事の配置技術者として専任することが決定した場合は、「技術資料等」の審査を辞退することができるものとする。

6 前項による技術資料の審査の辞退は、「長崎県工事請負契約等に係る入札参加者指名停止の措置要領（平成12年長崎県告示第599号の6）」（以下「指名停止要領」という。）に基

づく指名停止措置には該当しないものとする。

第15条 競争参加資格の審査及び「技術力等」の審査

契約担任者は、「競争参加資格委員会」で以下のとおり入札に参加しようとする者又は入札参加者（以下「評価対象者」という。）の競争参加資格の審査及び「技術力等」の審査を受けるものとする。

	事前評価タイプ	事後評価タイプ	事前事後混在タイプ
	高度技術提案型	施工能力型	技術提案型・施工計画型
競争参加資格の審査	開札前に実施	開札後に実施	開札後に実施
「技術力等」の審査	開札前に実施	開札後に実施	開札前及び開札後に実施

2 「評価対象者」の「技術力等」の審査は、評価方式に応じて、以下のとおり行うものとする。

(1) 事前評価タイプ

- ①競争参加資格の有無に関わらず、全ての「評価対象者」の審査を行うものとする。
- ②「技術資料等」に記載された自己審査点は参考とし、「技術資料等」の記載内容及び添付資料で審査を行うものとする。

(2) 事後評価タイプ

- ①入札価格と自己審査点で算出された評価値の最も高い「評価対象者」から審査を行うものとする。
- ②評価値の最も高い「評価対象者」の「申請書等」及び「技術資料等」の記載内容及び添付資料により審査し、その結果、競争参加資格を有し、評価値が最も高い者であると判断した場合は、他の「評価対象者」の審査は行わないものとする。
- ③各評価項目の自己審査点に誤りがあった場合は、以下のとおりとする。
 - ・自己審査点が「技術資料等」の審査結果より過大である場合は、「技術資料等」の評価点数を採用する。
 - ・自己審査点が「技術資料等」の審査結果より過小である場合は、自己審査点の評価点数を採用する。

④入札価格と自己審査点で算出された評価値の最も高い「評価対象者」が、競争参加資格を有しない場合又は自己審査点に誤りがあり、評価値が最も高い者ではないと判断された場合は、その者の次に評価値が高い者の審査を行うものとする。

(3) 事前事後混在タイプ

- ①「技術力等」の審査のうち、技術提案（施工計画）は、全ての「評価対象者」の審査を行うものとする。
- ②入札価格と自己審査点及び技術提案（施工計画）の審査結果で算出された評価値の最も高い「評価対象者」から審査を行うものとする。
- ③「評価対象者」の審査は、事後評価タイプに準じるものとする。

3 「競争参加資格委員会」の委員長は、「技術力等」の審査のうち技術提案の審査を「長崎県土木部競争参加資格委員会技術審査分科会設置要領（平成20年3月17日19監第618号）」に基づき設置した長崎県土木部競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）に委ねることが出来るものとする。

4 全ての「評価対象者」に共通の基準で行うこととし、特定の「評価対象者」の評価に特定の方法を用いないものとする。

第16条 競争参加資格の審査結果の通知及び技術提案の採否の通知

契約担任者は、高度技術提案型の競争参加資格の有無及び技術提案の採否を、開札前に入札に参加しようとする者に通知するものとする。

2 入札に参加しようとする者は、前項の通知に対して理由の説明要求及び苦情申立を行うことができるものとする。

3 高度技術提案型以外の競争参加資格の有無については、開札後に審査された者が競争参加資格を有しない場合にその旨を通知する。

4 技術提案型の技術提案の採否については、入札に参加した者に通知するものとする。

第17条 入札書の提出

入札に参加しようとする者は、価格及び「技術力等」をもって入札するものとし、「技術資料等」の提出時に入札に参加する旨の誓約を行うものとする。

第18条 入札の無効

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）10条に該当する要件の他に、次に掲げる条件のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札書の誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (2) 工事費内訳書の提出がない場合及び「工事費内訳書取扱要領（平成20年7月9日20建企第233号）」の入札無効基準に該当した場合
- (3) 入札参加者が技術提案入札書の提出を一部でも欠いたとき、重大な誤記記載があったとき、虚偽記載等明らかに悪質な行為があったとき及び採否通知で採用されたものと異なるものや不採用となったものを提出したとき。（技術提案を提出しなかった場合及び提出した技術提案の全てが採用されなかった場合においては、技術提案入札書の提出は不要。）
- (4) 入札に参加した者の間に一定の系列関係があると認められるとき。（系列関係がある会社同士が、同一の共同企業体に含まれているのみの場合を除く。）
- (5) 入札説明書の交付を公告に示す期間内及び方法により受けていない場合（共同企業体により入札を行う者で、当該共同企業体を構成するいずれかの構成員が入札説明書の交付を公告に示す期間内及び方法により受けている場合は、この限りでない。）
- (6) 交付を受けた入札説明書を同一公告の他の入札者に提供、貸借又は閲覧に供した場合（共同企業体の場合で、当該共同企業体を構成する構成員間における提供、貸借又は閲覧に供する場合を除く。）
- (7) 競争参加資格を有する者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、落札決定の日までの間において入札公告に係る入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (8) 「技術者及び企業の施工能力調書（技術申請様式1号）」に記名がない場合
- (9) 「技術提案（技術申請様式2-1号、2-2号）」に提案内容の記載がない場合または、記載があっても評価項目に対し提案内容が全て異なる場合
- (10) 第19条に規定する入札無効要件に該当した場合。ただし、脱字等の軽微な誤り、添付資料等の欠落は無効としない。
- (11) 「低入札調査」及び「特別重点調査」において、入札者が提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、聴き取り調査に応じないなど調査に協力しない場合

第19条 施工体制確認の追加資料に係る入札無効要件

- (1) 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）

- ①資料の全部又は一部が提出されていない場合
- ②求められた資料とは無関係な書類である場合
- ③他の工事の資料である場合
- ④白紙である場合
- ⑤資料が特定できない場合
- ⑥他の入札参加者の様式等を入手し、使用している場合
- (2) 記載すべき事項が欠けている場合
 - ①求められた資料の全部又は一部が記載されていない場合
 - ②入札説明書及び競争参加確認通知書に指定された項目を満たしていない場合
- (3) 他の工事の関係資料、無関係な資料等の添付すべきでない書類等が添付されていた場合
- (4) 記載すべき事項に誤りがある場合
 - ①発注者名に誤りがある場合、又は記載がない場合
 - ②発注件名に誤りがある場合、又は記載がない場合
 - ③提出業者名に誤りがある場合、又は記載がない場合
- (5) 記載された内容及び聴き取り調査の結果、不備が認められる場合
 - ①入札説明書等に記載された要求要件を実現できるか確認できない場合（確認できる資料が不足している場合）
 - ②記載内容に不備がある場合
 - ③記載内容と聴き取り内容において整合性が図れていない場合
 - ④各様式間において整合性が図れていない場合
- (6) 指定の期日までにすべての資料が提出されない場合
- (7) 聴き取り調査の対応
 - ①聴き取り調査に応じない場合
 - ②配置予定技術者が聴き取り調査に参加しない場合
（申請された配置予定技術者が複数の場合は、発注者が指定する1名がヒアリングに参加しない場合）
 - ③指定の時刻までに聴き取り調査出席者が集まらず聴き取り調査ができない場合

第20条 開札

入札執行者は、開札後、入札が不調になった場合を除き、入札会場において（「電子入札対象工事」は電子入札システムにより）入札を保留し、以下に関する内容を公表し、入札を終了するものとする。

高度技術提案型	技術提案型	施工計画型	施工能力型
全入札参加者の業者名及び応札金額			
ランダム係数及び予定価格			
「低入札調査基準価格」		「履行確実性評価価格」及び「履行確実性確保価格」	
第21条の規定に基づく追加資料の提出及び第22条の規定に基づく聞き取り調査の実施の旨			
「低入札調査対象者」の全員に、「低入札調査」の実施の旨		—	
「特別重点調査」の実施の旨		—	

予定価格の範囲内の者について総合評価を実施する旨
その他必要な事項

2 入札が不調となった場合は、入札に関する内容の公表は行わないものとする。

第21条 施工体制確認に係る追加資料の提出

契約担任者は、施工体制の確認のため、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をしたすべての者について、開札後速やかに追加資料の提出を求めるとし、その旨の通知を行うものとする。

2 入札価格が「低入札調査基準価格」以上の場合は、追加資料を求めないことがあり、この場合の施工体制評価点は満点の30点とする。

3 追加資料を求められた者（以下「追加資料提出者」という。）は、指定する日までの間に限り、追加資料の提出を行わない旨を申し出ることができる。

4 前項による、当該申し出を行った「追加資料提出者」の入札は無効として取り扱い、「指名停止要領」に基づく指名停止措置には該当しないものとする。

5 追加資料の作成等に要する費用は、「追加資料提出者」負担とし、追加資料の返却及び公表は行わないものとする。

6 追加資料は、提出期限後における差替え及び再提出は認めないものとする。

7 追加資料等及び聴き取りの内容により、契約担任者が必要と認め、「追加資料提出者」に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な書類を提出すべきことなどの教示を行った場合は、前項の規定は適用しない。

第22条 施工体制確認に係る聴き取り調査の実施

契約担任者は、施工体制の確認のため、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をしたすべての者について、開札後速やかに、聴き取り調査を実施するものとし、（以下聴き取り調査の対象者を「聴取対象者」という。）以下の事項を通知するものとする。

①追加資料の提出期限

②聴き取り調査の日時及び場所

2 入札価格が「低入札調査基準価格」以上の場合は、聴き取り調査を行わないことがある。

3 契約担任者は、「聴取対象者」に対し、第21条第1項の規定により追加資料の提出を求めるものとする。

4 聴き取り調査は、「低入札調査」とは異なるものであることに留意すること。

5 聴き取り調査について、「聴取対象者」が参加させることができる者は、配置を予定している技術者を含む3名以内とする。

第23条 施工体制確認の審査

契約担任者は、「競争参加資格委員会」で施工体制確認の審査を受けるものとする。

2 「競争参加資格委員会」の委員長は、施工体制確認の審査を「技術審査分科会」に委ねることが出来るものとする。

3 施工体制確認の審査結果については、第6条に規定する「審査委員会」で学識経験を有する者から意見を聴取するものとする。

4 「低入調査基準価格」に満たない「聴取対象者」がいなかった場合は、「競争参加資格委員会」及び「審査委員会」を省略することができるものとする。

第24条 追加資料等の不備等

「聴取対象者」が、第19条に規定する入札無効要件に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

2 「聴取対象者」のうち、虚偽の追加資料の提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合で、悪質性が高い者に対しては、「指名停止要領」により指名停止を行う。

第25条 「低入札調査」に係る資料の提出

契約担任者は、第21条に規定する追加資料の提出及び第22条に規定する施工体制確認の聴き取り調査の結果、第19条に規定する入札無効の要件に該当しなかった者のうち、「低入要綱」第5条の規定に基づき「低入札調査対象者」の全員に「低入札調査」に係る資料の提出を求めるとし、その旨の通知を行うものとする。

2 「低入調査対象者」のうち「特別重点要領」第2条に規定する特別重点調査対象者（以下「特別重点調査対象者」という。）に対して、「特別重点調査」に係る資料の提出を求めるとし、その旨の通知を行うものとする。

3 「低入調査対象者」及び「特別重点調査対象者」は、契約担任者が指定する期限までに資料を提出するものとし、提出期限後における差替え及び再提出は認めないものとする。

4 追加資料等及び聴き取りの内容により、契約担任者が必要と認め、「低入札調査対象者」及び「特別重点調査対象者」に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な書類を提出すべきことなどの教示を行った場合は、前項の規定は適用しない。

5 「特別重点調査対象者」に限っては、前項に係る資料の再提出等は、原則として1回に限るものとする。

第26条 「低入札調査」に係る聴き取り調査の実施

契約担任者は、必要に応じて聴き取り調査を実施することができるものとし、「低入札調査対象者」に対し「低入要綱」第6条の規定に基づき聴き取り調査を行うときは、以下の事項を通知するものとする。

(1) 追加資料の提出期限

(2) 聴き取り調査の日時及び場所

2 「特別重点調査対象者」に対して、「特別重点要領」第4条の規定に基づき聴き取り調査を行うときも前項の規定を準用する。

第27条 「低入札調査」の審査

契約担任者は、「低入要綱」第6条の規定に基づき、「低入札調査」の結果について、「競争参加資格委員会」の審査を受けるものとする。

第28条 落札仮決定者の決定

契約担任者は、第9条並びに第10条の規定に基づき入札参加者の総合評価を行い、落札仮決定者を決定するものとする。

2 「低入要綱」の対象工事の場合、契約担任者は「低入要綱」第6条の規定に基づき、「低入札調査対象者」の入札価格により、契約の内容に適合した履行がなされると認める者のうち、評価値が最も高い者を落札仮決定者とするものとする。

3 「低入札調査対象者」の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者が行った入札は無効とする。

4 落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2者以上あるときで、くじ引きにより落札仮

決定者を決定する場合は、以下のとおりとする。

(1) 「電子入札対象工事」の場合は、電子入札システムにより入札参加者に付与されたくじ番号を使用し、以下の方法で落札仮決定者を決定する。

①くじ対象者について、入札書の提出日時により順位をつける。

②次の計算式により「余り」を求める。

くじ対象者のくじ番号の合計／くじ対象者数＝〇〇余り△

③余り△に“1”を加算した数が、①の提出順位と同じであるくじ対象者が落札仮決定者となる。

(2) 特定調達契約の対象工事の場合は、以下の事項を入札参加者に通知し、くじ引きを行うものとする。

①くじの日時、場所及びくじの方法

②くじ対象者のくじ引きの辞退は認められないこと。

③くじ対象者で立ち合いのみを希望する場合及び定刻までに来場が無い場合は、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじをひくこと。

④くじ対象者以外の者も立ち合いができること。

⑤その他必要な事項

5 契約担任者は、落札仮決定者に落札仮決定の通知を行うものとする。

第29条 落札仮決定の公表

契約担任者は、落札仮決定の通知を行った場合は、入札の透明性を図るため、直ちに開札結果を落札仮決定日から落札決定日まで公表するものとする。

2 公表内容は、以下のとおりとする。

(1) 「公共工事の入札結果及び契約内容の公表について（平成13年3月27日12監第564号）」（以下「入札結果等の公表について」という。）に規定する事項等

(2) 全ての入札参加者の「技術力等」の評価結果

(3) 「電子入札対象工事」でくじ引きにより落札仮決定者を決定した場合は、くじの結果

3 第15条に規定する事後評価タイプ及び事前事後混在タイプの技術提案以外の評価結果については、審査された者以外の入札参加者は、自己審査点を公表しており、申請された内容による競争参加資格及び評価結果を確約するものではない。

第30条 落札者の決定

落札仮決定者は、第28条第5項の通知に対して配置予定技術者を専任の配置が可能か不可能かの通知を行わなければならない。

2 落札仮決定者から配置予定技術者を専任で配置できる旨の通知を受け付けた日を落札決定日とする。

3 落札仮決定者から配置予定技術者を専任で配置できない旨の通知を受けた場合又は期限内に通知を行わなかった場合は、予定価格の範囲内の者のうち落札仮決定者の次に評価値の高い者（以下「次順位者」という。）に落札仮決定の通知を行う。この場合においては、同条第1項の規定を準用する。ただし、第5条に規定する事後評価タイプについては、「次順位者」の審査を第15条の規定に基づき行い、落札仮決定の通知を行うものとする。

4 前項の規定は、「次順位者」以外に落札候補者となる者がある場合に準用する。

5 配置予定技術者を専任で配置することができないにもかかわらず、同条第1項により配置予定技術者を専任で配置できる旨の通知をしたことが判明した場合は、「指名停止要領」に基づ

く指名停止措置を講ずるものとする。

6 配置予定技術者を専任で配置することができなにもかかわらず契約を締結した場合は、建設業法第26条第3項に抵触することとなるので、厳に注意すること。

7 契約担任者は、落札者が決定した場合は、直ちにすべての入札参加者に対し、落札者決定の通知を行うものとする。

第31条 入札結果の公表

契約担任者は、落札者決定の通知をしたときは、「入札結果等の公表について」の規程に基づき、直ちに入札結果を公表するものとする。

第32条 説明要求（苦情申立て）

入札参加者は、次に掲げる事項について、理由の説明要求を行うことができるものとする。

- (1) 競争参加資格がないと認めた理由
- (2) 技術提案が採用されなかった理由
- (3) 施工計画が採用されなかった理由
- (4) 落札者を決定した理由
- (5) 落札者とされなかった理由

第33条 説明要求（苦情申立て）の審査

契約担任者は、説明要求に対する回答内容について、「競争参加資格委員会」の審査を受けるものとする。

2 技術提案の審査を「技術審査分科会」に委ねた場合は、「技術審査分科会」の審査を受けるものとする。

第34条 評価内容の履行の担保

契約担任者は、落札者決定に反映された技術提案が履行できなかった場合、若しくは「工事施工時履行項目」が履行できなかった場合は、工事成績評価の減点を行うものとする。ただし、落札者の責によらない場合は除くものとする。

2 契約担任者は、前項の規定による措置を工事請負契約書において取り決めておくものとする。

第35条 一括審査方式について

契約担任者は、以下の要件に該当する複数工事の総合評価落札方式を実施する場合は、一括審査方式による発注、及び「技術資料等」の提出を一括して求めることができるものとし、入札公告においてその旨を公告するものとする。

- (1) 同一発注機関で同一日に入札公告を行い同一日に入札する工事であること。
- (2) 建設業法別表に規定する同一の建設工事の種類であること。
- (3) 施工箇所が同一又は近接であること。
- (4) 想定される参加者が同一であること。
- (5) 評価項目等が同一であること。

2 入札に参加しようとする者は、一括審査方式の対象工事のすべての工事又は希望する工事のみ参加することができるものとする。

3 「技術資料等」の一括提出対象工事の場合は、すべての工事又は希望する工事に対して、「技

術資料等」を一括して提出できるものとする。

4 開札日時が早い工事ごとに評価値が最も高い者に落札の仮決定を行う。

5 落札仮決定の通知を受けた入札参加者は、以降の入札の落札仮決定者にはなり得ないものとする。

第36条 秘密の保持

この要領に基づき入札参加者から提出された技術資料は、総合評価に関する審査結果を除き公表しないものとする。

第37条 提出期限の特例

契約担任者は、次に掲げる条件に該当する場合、対象工事に係る書類の提出期限、通知期限等を短縮又は延長することができるものとする。

- (1) 緊急性が高く早期の着工を要する場合
- (2) 施工に高度な技術力を要するため審査手続きに時間を要する場合
- (3) その他正当な理由がある場合

第38条 過去の工事実績等（長崎県発注工事）の証明

入札に参加しようとする者が、入札に参加する際の提出資料として、証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、優秀工事表彰状の写し等）を添付しなければならない場合に、保有する書類で不足がある場合又は紛失している場合は、当該工事の発注機関等に工事実績の証明を求めることができる。

2 工事実績の証明を求めることができる工事は、当該年度の前年度から過去5年間とする。

3 証明書の発行までに要する期間の関係で、「申請書等」及び「技術資料等」の提出期限日までに提出できない場合は、発注機関等の責とはせず、その者の評価は無効とする。

第39条 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定めるものとする。

付則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、施行前に入札公告を行った総合評価落札方式についても適用するものとし、施行日以降は、以下のとおり総合評価落札方式の型式を読み替える。

- ・標準型は高度技術提案型に読み替える。
- ・簡易型は技術提案型に読み替える。
- ・特別簡易型は施工計画1型に読み替える。
- ・担い手育成型は施工計画2型に読み替える。
- ・特別簡易型【事後評価・同時提出タイプ】は施工能力1型に読み替える。
- ・特別簡易型【事後評価・同時提出タイプ（地域企業育成）】は施工能力2型に読み替える。
- ・特別簡易型【事後評価・同時提出タイプ（担い手育成）】は施工能力3型に読み替える。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。